第五十六条の二第二項第二十号中「それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票その他の物」を「カードその他の物」に、「証票等」を「カード等」に、「証票等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「カード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「を交付」を「の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者への交付を含む。）」に改め、同項第二十一号中「証票等」を「カード等」に、「を交付」を「の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者への交付を含む。）」に改める。

第二百三十四条の十二第二号トを次のように改める。

ト　商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成十年総理府大蔵省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

七　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引及びその担保取引（第二号に掲げるものに該当するものを除く。）

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第六号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第四項」を「第二条第一項」に改め、同条第三項第二号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「商品市場に類似する市場で外国に所在するもの」を「同条第十二項に規定する外国商品市場」に改める。

第二十二条第三項第十号中「商品取引所法第二条第八項第二号」を「商品先物取引法第二条第三項第二号」に、「約定指数」を「約定数値」に、「第二条第八項第二号」を「第二条第三項第三号」に、「第二条第五項」を「第二条第二項」に改める。

第二十四条第五項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二百四十六条第六項第一号中「約定指数」を「約定数値」に、「商品取引所法第二条第八項第四号に規定するオプション」を「商品先物取引法第二条第三項第四号に規定するオプション又は同条第十四項第四号若しくは第五号に規定する権利」に改め、同項第四号中「約定指数」を「約定数値」に改める。

第二百六十五条第六号を次のように改める。

六　商品先物取引業（商品先物取引法第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。第二百六十九条第七号において同じ。）として、運用財産に係る同項各号に掲げる行為（同項第二号若しくは第四号に掲げる行為又は商品投資等取引を除く。）を行うことを内容とした運用を行うこと。

第二百六十五条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第二百六十八条の表第四号の項中「商品取引所法第二条第四項」を「商品先物取引法第二条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に、「同条第八項第二号」を「同条第三項第二号」に、「約定指数」を「約定数値」に、「第三条第十号ハに掲げる取引（イ及びロに掲げる取引については、商品先物取引法第二条第三項第四号から第六号まで及び同条第十四項第六号に掲げる取引に該当するものに限る。）」に、「又は商品指数」を「、商品指数又は金融指標」に改める。

第二百六十九条第七号中「商品取引受託業務」を「商品先物取引業」に、「商品市場における取引の委託を受けること」を「商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為（同項第二号若しくは第四号に掲げる行為又は商品投資等取引を除く。）を行うこと」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二百七十条第一項第二号ロ中「前条第九号ロ(1)から(6)まで」を「前条第八号ロ(1)から(6)まで」に改める。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第十二条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第二十五号中「商品取引受託業務（商品取引所法」を「商品先物取引業（商品先物取引法」に、「第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう」を「第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。）として同項各号に掲げる行為（同項第二号若しくは第四号に掲げる行為又は商品投資等取引を除く」に改める。

（信託業法施行規則の一部改正）

第十三条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十二第二号トを次のように改める。

ト　商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第六十七条第二号において同じ。）に係る権利

第六十七条各号を次のように改める。

一　外国商品市場取引

二　店頭商品デリバティブ取引

第九十一条第一項第九号及び第百十二条第三号中「商品取引所法第二条第十八項」を「商品先物取引法第二条第二十三項」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改める。

第百五十三条第三項第一号中「商品取引所法第二条第一項」を「商品先物取引法第二条第四項」に改める。

第百六十七条第一項第二号中「、同条第二十二項第三号」を「並びに同条第二十二項第三号」に改め、「並びに商品取引所法第二条第八項第四号及び第十項第一号ホに掲げる取引」を削り、同項第三号中「並びに商品取引所法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる取引」を削る。

第百七十七条第一項第三号イ中「商品取引所法施行規則」を「商品先物取引法施行規則」に改める。

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第十六項」を「第二百四十一条第一項」に、「商品市場における取引等」を「商品デリバティブ取引等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（運用報告書の表示事項に関する経過措置）

2　第十二条の規定による改正前の投資信託財産の計算に関する規則の規定に基づきこの府令の施行前に開始した計算期間に関して作成すべき投資信託財産の運用報告書の記載の方法に関しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。